

各位

和歌山県トライアスロン連合
技術審判委員長 崎山 裕司

(公社)日本トライアスロン連合(JTU)公認審判員認定・更新講習会の案内

下記内容で、公認審判員認定講習会・更新講習会を開催いたします。

[講習対象・・・第3種新規認定、第3種更新、第2種新規認定、第2種更新]

更新対象者の方は更新のうえ、引き続きご協力お願いいたします。
未取得の会員におかれましてはこの機会に公認審判員資格を取得していただき、幅広い知識と視野をもって
トライアスロン競技の発展にご協力をお願いします。(選手としてルールを知ることは義務でもあります)
第3種審判資格保有者で、やる気と実績のある方は第2種審判を受講して下さい。(注1・2参照)
未更新者で継続意思のある方には資格復帰の特別対応もしております (下記参照)

記

主催 和歌山県トライアスロン連合(WTU)
協力 (公社)日本トライアスロン連合近畿ブロック技術委員会
日時 2022年1月10日(月・祝)
9:00～12:30 (3種新規・3種更新・2種新規・2種更新)
13:30～16:30 (2種新規、2種更新)

場所 〒640-8464 和歌山市市小路 192-3 TEL073-480-3610
「河北コミュニティーセンター」2F 会議室
最寄駅：南海電鉄 紀ノ川駅下車 徒歩3分

講師 崎山裕司 (第1種審判員/WTU技術審判委員長)
室井麻里 (第1種審判員/WTU技術審判副委員長)
管理者 沖 賢藏 (第2種審判員/WTU理事)

スケジュール 受付 8:45 ～ 9:00
JTUとWTUの動向 9:10 ～ 9:45
トライアスロン一般常識、競技運営規則 9:45 ～ 10:30
審判員の姿勢と服装、テクニカルガイドライン、質疑応答 10:30 ～ 12:00
理解度確認テスト 12:00 ～ 12:30

※上記、第3種新規認定・更新/第2種新規認定・更新 共通

第2種新規認定・更新・研究発表 13:30 ～ 16:30

※第2種新規認定・更新は研究発表(自由課題)を事前に提出願います。
(提出期限12月18日(土)必着、Word作成のうえE-mailにてWTU事務局までお願いしま
す) ※参加者資格に応じて多少内容やスケジュールを変更する場合があります。

費用	【第3種】 認定料1,000円、更新料1,000円、受講料1,000円 【第2種】 認定料2,000円、更新料2,000円、受講料2,000円	
持物	1. 審判員証または本人が確認出来る証明証 3. 写真2枚(タテ4×ヨコ3) 5. ルールブック(2019年版：会場で販売1,100円) 7. 諸費用 ※ルールブックは貸与されたものではなく、お持ちでない方は購入してください。	2. 2022年 JTU 会員証 4. 印鑑 6. 筆記具
締切	2021年 12月 18日(土) (準備の都合上、出来るだけ早目に提出して下さい)	
資格	第3種新規：18歳以上で、2022年度 JTU 加盟団体登録者であり、以後も JTU 登録を継続する方。 第2種新規：第3種資格者で2年以上の審判実績を有する者。 顕著な活動実績(年間2大会以上)を評価し、特例を設けることができる。 注1：通常は4年の審判実績で第2種新規認定講習資格となりますが、顕著な活動実績がある者はそれを評価し、特例を設け最短2年以上の審判実績で認定講習資格を得る。 注2：第2種新規受講希望者は、事前に事務局に確認のうえ申し込みをお願いします。	
	未更新者特別対応 ：未更新の正当な理由があり、継続意思があれば、同一レベル又は下位資格で復帰できる。	
Web登録	2022年度 JTU Web登録は10月1日より開始しています。	
備考	審判員資格有効期間は、4年間です。	
申込先	〒649-6417 紀の川市西大井 24-1 室井輪業内 「和歌山県トライアスロン連合事務局」まで TEL 0736-60-2497 E-mail : wtu730@nike.eonet.ne.jp	
	※申し込みの際、JTU公認審判員申請書にもれなく記入の上、写真2枚を添え (1枚は貼付、1枚はクリップどめ)提出(郵送)して下さい。	
	※申請書にはメールアドレスを必ず記入してください(PCのアドレス優先で丁寧に記入)	
	※各人、直接WTU事務局へ申し込みして下さい。	
	※更新対象者は、別紙資料に記載していますので、各チーム事務局より転送をお願いします。 個人会員の方へはWTU事務局から連絡をお願いします。	
その他	コロナウィルス感染予防のため各人マスクは必ず持参してください。 ソーシャルディスタンスを保った配置、定期的な換気、アルコール消毒を行ないます。 状況によっては、スケジュールの変更もあります。 コロナウィルス感染状況によっては施設閉館もあり得ますので、その場合は日程変更等措置を講じます。	